

# 下関市立大学大学院単位互換協定に伴う履修及び受講規程

平成21年1月21日

規程第2号

改正 平成27年3月17日規程第25号  
平成27年3月26日規程第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学大学院学則（平成19年規則第2号。以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科協定に伴う単位互換制度（以下「教育連携」という。）を利用する本学大学院学生に係る必要な事項を定めるものとする。

(履修科目)

第2条 教育連携の科目は、毎年度下関市立大学大学院経済学研究科及び鹿児島大学大学院人文社会科学研究科が協議の上決定する。

2 前項の協議は、当該年度の前年度3月中に行い、開設科目を設定するものとする。

(履修制限)

第3条 教育連携の授業科目について、同一学期での履修は、2科目までとする。

2 当該学期で失格により単位認定されなかった者は、次学期での教育連携の履修はできないものとする。

(履修申請)

第4条 教育連携の科目の履修については、下関市立大学大学院経済学研究科履修規程（平成19年規則第58号）に定める履修登録にかえて、次に掲げる書類を別に定める日までに提出するものとする。

(1) 教育連携履修申請書（様式第1号）

(2) 教育連携学生志願書（様式第2号）

(履修決定)

第5条 前条の定めにより提出された履修申請は、下関市立大学大学院教務委員会において審査の後、研究科委員会の意見を聴いてその可否を決定する。

(単位認定)

第6条 単位認定は、連携先の大学から送付された成績表に基づき行う。

2 単位認定した科目の評価は、行わない。

(受講上の注意)

第7条 教育連携の科目の受講に際して、連携先の大学において科目履修をする場合は、本学学生証を携帯しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めのあるもののほか、教育連携による履修及び受講について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日規程第25号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第42号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第 1 号

平成 年 月 日

教育連携履修申請書

下関市立大学大学院研究科長 様

学籍番号 \_\_\_\_\_ ( 年)

氏名 \_\_\_\_\_

私は、学則及び規程に定めることを遵守し、鹿児島大学大学院人文社会科学研  
究科との教育・研究連携協定に基づく講義を履修いたしたいので、別紙志願書を  
添え申請いたします。

様式第 2 号

平成 年 月 日

教育連携学生志願書

鹿児島大学大学院研究科長 様

下関市立大学 経済学研究科 専攻

学籍番号 ( 年)

氏 名

生年月日 年 月 日

〒

住 所

電話番号

e-mail

下記の科目を履修いたしたくご許可くださいますようお願いいたします。  
受講にあたっては、貴学の学則その他諸規則を遵守することを誓約します。

記

科目名	時間割コード	開講学 期	曜日	時限	担当教員名